

## 令和2年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日 時 令和2年10月8日(木) 13:30～15:00
- 2 場 所 新居浜市役所コミュニティー防災センター(旧消防庁舎4F)
- 3 出席者 委員 大橋 靖彦 委員 本多 知里 委員 坂上 玲子  
 委員 住友 裕美 委員 明智 美香 委員 森田 圭子  
 委員 黒川 由美 委員 秋月 伸一 委員 土岐 智恵美  
 委員 竹本 幸司 委員 佐野 公星 委員 吉村 卓代  
 委員 三木 由紀子 委員 山本 豪 委員 山本 晴美
- 欠席者 委員 児島 万代光 委員 鎌倉 荘一 委員 北中 律子
- 事務局 福祉部次長兼地域福祉課長 古川 哲久  
 副課長 村上 美香、副課長 宮武 信、係長 尾崎 千穂
- 4 傍聴者 0名
- 5 協議題 (1) 各部会等の状況について  
 (2) 新居浜市第3期障がい者計画他の策定について  
 (3) その他

(事務局)	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、令和2年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。会議に先立ちまして、地域福祉課長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>〈地域福祉課長あいさつ〉</p> <p>本日の会議の出欠状況についてご報告をいたします。本日、県立新居浜特別支援学校の児島委員、民生児童委員協議会の北中委員、心身障害者(児)団体連合会の鎌倉委員が欠席され、委員数18名に対し、出席委員15名となり、自立支援協議会設置要綱第5条第2項の会議の成立要件である過半数の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、早速、議事に移ります。議事の進行については、住友委員長にお願いいたします。</p> <p>住友委員長、よろしく願いいたします</p>
-------	---

<p>(議 長)</p>	<p>委員の皆様には大変お忙しい中、令和2年度第2回新居浜市障がい者自立支援協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日の議題は、お手元の会次第のとおり、</p> <p>(1) 各部会等の状況について</p> <p>(2) 新居浜市第3期障がい者計画ほかの策定について</p> <p>(3) その他 となっております。</p> <p>限られた時間ではございますが、特に計画策定については、内容の構成案や、先に実施したアンケート調査の報告などがありますので、皆様にご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、まず本日の議題(1)各部会等の状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>今年度の各部会等の状況についてご説明します。</p> <p>コロナの影響により、3月から活動が難しい状況となっておりますが、相談支援部会については、6/3、7/28、9/29の3回開催されています。まず第1回目に、今年度の部会運営やプロジェクトチームの活動予定について話し合い、現計画の検証や、総合相談窓口のふりかえり、各プロジェクトチームの状況報告などを行っています。</p> <p>はたらく部会は8/18に開催され、コロナによる影響などを含め部会運営について、一般就労・福祉就労 連携ガイドラインについて協議しています。</p> <p>権利擁護部会については、今年度まだ開催されておりません。</p> <p>医療的ケア児等支援協議会は7/30に開催、前回の自立支援協議会において部会化の承認をいただきましたので、その報告と、医ケア児把握のための協議等を行いました。</p> <p>精神保健医療福祉関係機関連絡会も、病院関係者の出席が見込めず、まだ開催されていません。そろそろ再開に向けて病院側と協議する時期ではないかという意見もありました。</p> <p>障がい児通所支援事業者等関係機関連絡会については、7月に今年度第1回として書面開催でアンケート調査を実施しました。事業所のコロナ対応に関してと、現計画の検証のアンケート調査の2種を行っています。第2回は9/17に開催、それらアンケート調査結果についてと、各事業所の現状と課題についての協議を行いました。</p> <p>地域発達支援協議会は今年度第1回を7/8に開催、個別の教育支援計画について、発達検査について、就労についての協議を行っています。</p> <p>以上報告終わります。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>ただいまの事務局の報告について、各部会に出席された委員の皆さまから補足説明がありましたら、お願いします。また、委員の皆様からご質問等ありました</p>

<p>(事務局)</p>	<p>らお願いします。</p> <p>それでは、議題（２）に移りたいと思います。新居浜市第３期障がい者計画ほかの策定について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>協議題（２）についてご説明します。本日の資料の確認をします。皆様、資料の無い方等はいらっしゃいませんか。</p> <p>本日は、(株)ぎょうせいから２名の参加をいただいています。よろしくお願います。それでは、(株)ぎょうせいから説明をお願いします。</p>
<p>(ぎょうせい)</p>	<p>前回、調査票案をお示しし、ご検討いただきました。その後、アンケート調査を実施しまして、報告書として本日まとまっております。本日お配りした資料は、基礎資料としてみていただくことになります。</p> <p>まず最初にアンケート調査から説明いたします。</p> <p>１ページの調査概要をご覧ください。障がい者調査は発送数１８０５に対し回収数８１５、回収率４５．１％、障がい児調査は発送数１９５に対し回収数９９、回収率５０．８％となっています。ほぼ平均的な数値となっております、統計学上の処理に問題がないことを報告いたします。</p> <p>ポイントをかいつまんで説明させていただきます。</p> <p>８ページをお開きください。地域で生活するために必要な支援ということで、「あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればいいと思いますか」という設問となっています。ここでは上位２つが突出しています。「必要なサービスが適切に受けられること」と「経済的な負担の軽減」が上位２つです。他市でも同じ調査を行います、だいたいこの２つが上位を占めます。</p> <p>１６ページをお開きください。「今までに働いたことがありますか」という設問となっています。「働いたことがある」が７７．２％、「ない」が２２．８％となっています。ここも、若干高めに出る傾向があります。</p> <p>２０ページをお開きください。「あなたは、障がい者の就労支援として、今後どのようなことが重要だと思いますか」という設問です。残念ながら、３割近い方が、「わからない」と答えています。これは新居浜市に限ったことではなく、どこの市も高めに出るとい傾向があります。一番高い答えとしては、「職場の障がい者への理解」が３２．１％となっています。これはどこの調査でも一番高くなっていると記憶しています。</p> <p>２２ページをお開きください。「あなたは、障がいがある人が働くための就労支援機関について知っていますか」という設問です。「どれも知らない」が約３割となっています。「ハローワーク」が最も多く４２．７％、続いて「障がい者就業・生活支援センター」、「障がい者職業センター」が上位を占めます。</p> <p>２３ページをお開きください。少し質問の内容は変わりますが、「あなたは１週間にどの程度外出しますか」という設問です。全体でみていきますと、「ほぼ毎日</p>

外出する」が30.1%、「1週間に数回外出する」が38.4%、合わせますと約7割の人が1週間に数回以上外出しております。「めったに外出しない」が17.4%、「まったく外出しない」が5.8%となっています。

24ページをお開きください。「外出の目的」として、買い物・散歩が58.7%、通院が55.5%、通勤・通学」が16.8%、地域施設の利用が15.0%で、こういったところが上位を占めています。

26ページをお開きください。「外出するときに困ることは何ですか」という設問となっております。意外と多かったのが「特にない」が3割くらいでした。「公共交通機関が少ない」が17.5%、「道路や建物、列車やバスに会談や段差が多い」が14.1%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が14%、こういったところが上位を占めます。

28ページをお開きください。「あなたは、今、悩んでいることや、わからずに困っていることはありますか」という設問となっております。特にないと回答された方も23.3%おられますが、悩んでいることがあるという方では、「家族が居なくなった時の生活」が一番多く26.4%、「自分の障がいや病気に関すること」が26.4%、「災害などの緊急時の対応」が22.5%と、こういったところが悩みとして上位を占めています。

33ページをお開きください。「相談支援体制について、どのようなことの充実を望みますか」という設問となっております。特にないと答えた方が1/3いらっしゃいます。あると答えた方の中では、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が21.5%、「身近な場所に開設される福祉何でも相談」が20.4%と、相談の形態を求められていることが分かります。続きまして、「家族の悩みを受け止める家族相談員」が14.6%となっています。

34ページをお開きください。「あなたは、避難行動要支援者名簿に登録していますか」という設問となっております。「登録している」が9.8%、「名簿は知っているが登録はしていない」が10.8%、「名簿の存在を知らない」が70.1%となっております。これは新居浜市だけの特徴ではないと思います。この「名簿の存在を知らない人が多い」ということへの対応をどうしていくか、というのが素案作成の時のベースになるのではないかと考えています。

35ページをお開きください。「地震等の災害時に困ることは何ですか」という設問となっております。上位3つは突出しています。「一人で安全なところまで、避難することができない」が45.2%、「薬をもらうことや治療を受けることができない」が40.7%、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境が障がいのある方に配慮されているか不安」が37.4%となっています。

36ページをお開きください。「障がい者差別解消法が施行された平成28年4月から今までに、障がい等を理由にご本人が差別されたり、嫌な思いをしたことがありますか」という設問に、75.5%の人が「ない」と答えています。「たまにある」が15.7%、「よくある」が2.7%となっており、従いまして、18%

くらいの方が差別の経験をしたということとなっています。そして、「差別されたり、嫌な思いをしたのはどのようなことですか」の設問では、「嫌な言葉をかけられたり、態度をされた」が70.7%と、圧倒的に多く、「どのような場所ですか」の設問では、外出先が44.7%と多くなっており、あとは、「住んでいる地域」20.7%、「学校・仕事場」20%と続いています。

38ページをお開きください。「あなたは合理的配慮の考え方について知っていますか」という設問となっています。「合理的配慮という言葉を知っている」方は7.2%、「聞いたことがある」方は11%、7割近くの方が合理的配慮については知らないと答えています。

40ページをお開きください。「障がいや障害のある人に対する周りの人の理解が進まない理由は、何だと思えますか」という設問です。「障がいや難病について無関心だから」が42.1%、「障がいや難病について無関心だから」が42.1%、「周囲の人との交流が少ないから」が34.0%と、このあたりが多くなっています。

41ページをお開きください。「理解が進まないことを改善するために、社会全体としてどう取り組むべきか」との設問となっています。「正しく理解されるための周知啓発に努める」が57.0%、「差別や偏見を無くす取り組みに努める」が47.5%、「個人・法人・社会において教育に努める」が34.3%で上位を占めています。

43ページ以降はサービスの利用状況と利用意向について聞いていますが、ここは細かい説明は省き、一つだけご説明します。43ページ「障がい福祉サービスの利用状況と今後の利用意向」をご覧ください。現在利用しているサービスの一番は「居宅介護」、今後利用したい一番も「居宅介護」となっています。

45ページをお開きください。現在の就労状況ですが、就労継続支援（A型）または就労継続支援（B型）を利用している方がお答えくださいということで、「現在の就労状況についてお聞かせください」という設問となっています。「今の作業で満足している」が63.3%、「就労継続支援A型や一般就労へのステップアップを考えている」が33.3%、「今の工賃で満足しているが」30.0%となっています。

51ページをお開きください。「障がい者が自立した支援を送るために、行政はどのようなことを充実させるべきだとお考えですか」という設問となっています。「経済的支援の充実」が28.1%、「医療・リハビリテーション体制の充実」が22.8%、「障がい者が外出しやすいまちづくりを進める」いわゆるバリアフリー化、ボランティアの充実が20.4%となっています。以下、「本人や家族が相談できる場所を身近に確保する」、「日中活動の場、居場所をなる施設・サービスを充実する」、「もっと福祉制度や支援の情報が得られやすくする」などの希望があげられています。

53ページをお開きください。「日頃必要としている生活や福祉に関する情報

	<p>は、どこから得ていますか」という設問となっています。病院が22.5%、障がい福祉担当窓口が16.4%、インターネットが12.3%などが上位を占めています。</p> <p>続きまして55ページ以降の「障がい児調査結果」についてご説明します。</p> <p>58ページをお開きください。「ご本人の発育・発達に関することで、気になることはありますか」という設問となっています。「意思を伝えることが苦手なこと」が46.5%と最も高く、「発育・発達に関すること」が41.4%、「文字や文章を書くことが苦手なこと」が38.4%、「人の気持ちを理解することが苦手なこと」が36.4%、「病気、身体障がいに関する不安なこと」が35.4%と続きます。</p> <p>60ページをお開きください。「現在困っていること」については、「ない」が50%を超えており、中身を分析するほど数字も上がってないのですが、あえて言うのであれば、「専門医療機関や訓練の予約がすぐにとれない」、「専門医療機関や訓練施設が遠くて利用しにくい」といったところが挙げられています。</p> <p>65ページをお開きください。「発育・発達の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは何ですか」という設問となっています。回答は多岐にわたりますが、「地域における療育・リハビリテーション体制」が57.6%、「支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充」が49.5%、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が47.5%、「保護者が介助・支援が出来ないときの日中の見守りや介助」が47.5%、といったところが、重要な施策として答えられています。</p> <p>66ページをお開きください。大人にも質問しましたが、「地震等の災害時に困ることは何ですか」という設問です。「一人で安全なところまで、避難することができない」が75.8%、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が53.5%、「被害状況などの情報がすぐにわからない」が51.5%と、このあたりが過半数を占めています。</p> <p>以上、早口で恐縮ですが、気付いたポイントをご説明しました。冒頭に申しましたように、参考資料として再度お目通しいただければと思います。一旦ここで切りたいと思います。</p> <p>(議長)            ありがとうございます。ただいまアンケート調査の結果についての報告をいただきましたが、何かご意見ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(委員)            内容については非常によくわかりました。誤植だと思いますが、45ページ、46ページ、就労継続支援（A型）または就労継続支援（B型）を利用している人のところ、おかしいのでは？</p> <p>(ぎょうせい)    訂正いたします。</p>
--	--

(委 員)	統計学等をかじった者として、少し気になったのが、目次には「アンケートの回答者」とあるのですが、表紙には「アンケート調査」となっており、「アンケート調査の回答者」等に統一したほうがいいのではと思います。
(ぎょうせい)	訂正いたします。
(委 員)	グラフ内訳の順序について、現在は選択肢の順になっているのですが、最終的には(数値の)多い順に並べるといえることですか。
(ぎょうせい)	最終的には多い順になります。区分のしかたによっては、順番を並べ替えるとおかしくなるところはこのままの並び順となります。
(委 員)	40ページの「障がいがある人への理解が進まない理由」の回答が、「障がいが正しく理解されていないから」とあります。質問(選択肢)自体をもう少し考えるべきだったと思うが、障がいがある人への理解が進まない理由は、個人的な意見としては、障がいがある人の存在や、障がいというものを身近に感じている人が少ないからではないかと考えます。こういう解釈は研究員としてどのように考えますか。
(ぎょうせい)	この辺は素案を作る段階で協議しないといけないと思います。基本、国の指針にこのような表現があります。障がいというのは鍵かっこを付けてもいいのかなと思っています。つまり、障がいとは何かということを正しく理解していない。そのとき障がいという定義を付けることで、より理解できるのかなと思います。ある種、調査票原案の説明不足の部分があるのかなと感じております。「障がい」とするのは、私の個人的な見解であり、改めて素案作成の段階で協議が必要になると思います。
(委 員)	障がいの「がい」が漢字と平仮名の表記がありますが、法律上の「がい」については漢字を使い、それ以外は平仮名でというように、整合性を持たせたほうが良いと思います。
(ぎょうせい)	出来たばかりの資料なので誤字がありますが、法律文書的なものは漢字でというように、市の方針と合わせながら整合性を取り、素案を作っていきます。
(委 員)	2ページに、今回の対象者の年齢や人数などを掲載していますが、回収率や年齢別の構成比率など、前回と比べてどうなのかを教えてくださいたいのですが。
(ぎょうせい)	回答者の年齢構成については、前回の計画と比べますと、今回は少し若返って

	<p>いるかと思えます。全国的な身体障がい者の方の年齢構成を見ますと、65歳以上の方が圧倒的に増えていますので、今回のアンケートでは若い方の意見が多く反映されていると考えられます。</p>
(委員)	<p>事務局にお伺いします。障がい者手帳を持っている方の中から無作為に抽出して1,805人にアンケートを実施したとなっているのですが、その時点では手帳種類ごとの対象人数はわからないということですか。</p>
(事務局)	<p>障がい種別ごとに発送した人数はこちらで把握しておりますが、あいにく資料を持ってきておりません。申し訳ありません。</p>
(議長)	<p>ほかに質問等がないようでしたら、引き続き計画策定についての説明をお願いします。</p>
(ぎょうせい)	<p>お配りしている資料(①目次構成案、②目次構成案について、③基本指針の見直しについて、④計画素案)のうち、①目次構成案をご覧ください。この目次に基づいて計画を作っていくということです。資料の左側が現在の計画、右側が新しい計画となっています。これを目次構成と言います。これを計画書にまとめていくというイメージになりますよというのが今日お配りしている計画素案です。次回は、この形で中身を充実したものを埋めていきます。今日ご説明したアンケート調査から主要な課題等も載せていきますし、アンケート結果も載せていきます。今日お配りしているのは一つの見本ということです。こういった形で作っていきますということです。そういうつもりで見ただけであればと思います。</p> <p>これを構成するためのものが、先ほどご説明した①目次構成案で、左側が現在の計画で、右側が新しい計画だということをお示しさせていただいています。この中で違うところを説明したのが、②目次構成案についてという資料になります。これは内部資料となりますのでお渡しする必要はなかったかもしれませんが、共有させていただくということでお配りしています。目次構成案で、現計画と違うところ、追加するところだけをご説明します。全体的には現在の計画を踏襲する形を取りたいと考えています。大きな変化はありませんが、中身が少し国の指針等で変わってきているということをお示しします。例えば第1章の右側に、1計画策定の趣旨、2計画の位置づけと並んでいますが、この中の1、ここでは計画策定の趣旨には、現在の計画を策定した以降に改正された、あるいはできた法律等を挙げていきたいと思えます。具体的にはお手元の資料にも書いてありますが、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が平成30年4月1日施行になっています。2つ目が障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が令和2年4月1日施行、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正が令和3年4月1日施行となっています。これは今回の計画に掲載する必要がある</p>



と思います。特に、3つ目の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正については、「地域共生社会」ということとして、今回の計画の中でも大事なものは地域共生という言葉、地域で支えていくという言葉を入れなさいというのが国の指針にありますので、特に強調して法律名を挙げています。次に、4計画策定の留意点というのがあります。ここでは国の指針にももちろん準拠するのですが、現在国の方では第4次障害者基本計画というのが平成30年から動いています。それから、愛媛県では第5次愛媛県障害者計画というのが作られております。これらとの整合性を図りますということをしきりと明記していきます。これが新しいところです。

それから、第2部は、第3期障害者計画となるのですが、この障がい者計画の第1章新居浜市における障がい者施策の実施状況と課題というのがあります。基本的には前回は踏襲する形で整理をするのですが、より詳しい情報が追記になる可能性があります。ということで、現計画よりも掘り下げた状態で作っていきたいと考えています。続いて、第2章施策体形と具体的施策の内容については、現在の体系を見ていただくと5つの柱があります。発達を支援する乳幼児期。学びと育ちを支援する学齢期・思春期。自己実現を支援する青壮年期、尊厳維持を支援する高齢期、協働による地域の自立環境づくりとあります。よく見るとこれはライフステージ別であるため、現計画に準拠しつつ、国の現計画の柱、

- ・安全・安心な生活環境の整備、
- ・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、
- ・防災、防犯等の推進、
- ・差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、
- ・自立した生活の支援・意思決定支援の推進、
- ・保健・医療の推進、
- ・行政等における配慮の充実、
- ・雇用・就業、経済的自立の支援、
- ・教育の振興、
- ・文化芸術活動・スポーツ等の振興、
- ・国際協力の推進、

これを共通の柱として再定義をしたいと考えています。これは素案を提出させていただいたときにいろいろな議論をさせていただきたいと考えております。

第3部 第6期障がい福祉計画、障がい者に対する福祉計画でございます。皆さんご存知とは思いますが、障がい福祉計画というのは生活支援の中を特段取り出して、サービスに対する見込量を推計しなさいという、量的な部分を整備する部分として、国の方は今一番この部分に力を入れていまして、結構細かい指示が出ています。この第6期障がい福祉計画の中で第1章を見てください。前回なかったのですが、基本的な考え方を再整備したほうがいいだろうということで、国の基本方針であったり、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方という

のをここで明記したいと考えています。それにつきましては、先ほどお配りした目次構成案についてに載せてありますので、読み上げます。第3部第6期障がい福祉計画の第1章基本的な考え方を国の基本方針や基本的な考え方を示すため、新たに設定しました。内容は以下の通りです、となっています。この部分の中身については別にしてありますが、すでに配布している基本指針の見直しをご覧ください。この中に細かく書いてありますので見ておいていただきたいと思います。今回はタイトルだけ読み上げます。

- ・地域における生活の維持及び継続の推進、
- ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、
- ・福祉施設から一般就労への移行等、
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組、
- ・発達障害者等支援の一層の充実、
- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備、
- ・障害者による文化芸術活動の推進、
- ・障害福祉サービスの質の確保、
- ・福祉人材の確保 等

が基本的な方針として組み上げていますので、ここを基本的な枠組みとして挙げておきたいと考えています。続いて、第3章令和5年度の目標値の設定となります。これは現在もあるのですが、成果目標を設定しなさいという、これが独特のもので、そこにも書いてありますが、福祉施設の入所者の地域生活への移行、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等における機能の充実、福祉施設から一般就労への移行等、相談体制の充実強化等、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築といったところが挙げられているのですが、これが国が新規に設け、追記されたものです。これについては、先ほど申しました基本指針の見直しの中に細かく出ておりますので目を通していただければと思います。

最後に、第4部 第2期障がい児福祉計画です。基本的な考え方を障がい児についても改めて追加しようと考えています。これについては、国の障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方というのが同時に挙げられており、今回お配りしている目次構成案の中に細かく入っていますので項目だけ読み上げます。

- ・障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育ちを支援する。
- ・障がい児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるようにする。
- ・障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

	<p>・障がい児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、障がい児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。</p> <p>・障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障がい児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図る。</p> <p>・指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図る。といったところがこの基本的な考え方に掲載する内容として挙げたいと考えています。以下は、先ほど申し上げた第3部第6期障がい福祉計画と同じ考え方で国の指針に従った成果目標等を設定していきたいと考えています。長くなりましたが、このような目次の構成で次期の素案を作っていきたいと考えています。全体的にもう一度繰り返しますと、第1部は総論、第2部は第3期障がい者計画、第3部は第6期障がい福祉計画、第4部は第2期障がい児福祉計画として3つの計画を一つの計画書としてまとめていくということです。</p> <p>最後にスケジュールの話をさせていただきます。スケジュール表をご覧ください。次回の自立支援協議会が11月下旬、この時に計画素案の検討と、先ほど申しました障がい福祉計画・障がい児福祉計画の量的なものを求めてまいります。成果品では目標値を設定しなければならないので、そのご提案をさせていただくということになります。第4回として2月下旬に最終的な計画案の検討を行っていただいて、承認をいただくという流れでございます。以上でございます。</p>
(議長)	<p>説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして事務局の方から何か補足の説明等ありましたらお願いします。</p>
(事務局)	<p>スケジュールのパブリックコメントの実施について、やはり1か月程度はパブリックコメントの期間が必要だということになっています。このスケジュール表でいうと、4回目の自立支援協議会からパブリックコメント開始の間に、議会等への説明の必要があったり、その後パブリックコメントにおける修正があったりして、最終的に第5回自立支援協議会を行うことになるかと思っておりますので、年明け以降は、スケジュールが変更になる場合もございますのでご承知いただければと思います。</p>
(議長)	<p>それではただいまご説明いただきました内容について、ご質問やご意見がございましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは最後の議題、その他について事務局から説明をお願いします。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>まず、新居浜市自立支援協議会委員の改選についてご説明します。</p> <p>新居浜市自立支援協議会委員の任期は、令和2年11月30日までとなっており、今年が改選期となります。11月初めには、事務局よりそれぞれの機関に、次期委員の推薦をお願いすることとなりますので、ご対応をよろしく願いいたします。</p> <p>なお、市民公募委員につきましては、11月号の市政だよりで公募を行い、福祉部内課長で構成される選考委員会の選考により、選出いたします。</p> <p>次に、第7回よいよHAPPYな作品展についてご説明します。</p> <p>お手元にお配りしておりますチラシをご覧ください。今年は、12月5日（土）から12月7日（月）までの3日間、イオンモール新居浜において開催する予定となっています。市政だより11月号に、障がい者週間の記事と合わせて、作品展の案内記事を掲載予定としております。</p>
<p>(議長)</p>	<p>ありがとうございました。ただいま事務局の方からご案内いただきました内容について、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、これ以外の報告・連絡事項等ございましたらお願いします。</p>
<p>(委員)</p>	<p>新居浜市中心身障がい者・児団体連合会からお知らせします。連合会はいろいろな団体から構成されていまして、私は、愛媛自閉症協会で、愛媛県の方でも新居浜地区の方でも活動をさせていただいております。今日は、カタツムリという会報紙をお持ちしました。自閉症や発達障がいと、いろいろな人がいて、いろいろな活動を行っています。その中で、家族としてもわかりにくいところがあり、それが障がい者全部となるとわかりにくいところが多々あるのですが、ちょっとずつでもいろんな方の理解をしていただいて、お互い住みやすい社会になればいいなと思って、本日活動紹介をお持ちしました。よかったらご覧になってください。今後ともよろしくお願いします。以上です。</p>
<p>(議長)</p>	<p>ありがとうございました。他に何かありませんか。ないようですので、これをもちまして本日の自立支援協議会を終了したいと思います。なお、次回の自立支援協議会ですが、先ほどのスケジュール表にもありましたが11月の開催が予定されています。事務局の方より11月27日（金）13:30からの開催ということで予定を伺っております。お忙しいとは思いますがよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。</p>